

これまでの検討を踏まえた 健康・医療新産業協議会の検討の方向性

令和2年7月31日

経済産業省

健康・医療戦略(第2期)ポイント

健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第17条に基づき、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(**健康長寿社会**)を形成するため、政府が講ずべき医療分野の研究開発及び健康長寿社会に資する新産業創出等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するべく策定するもの。

* 対象期間:**2020年度から2024年度までの5年間**。フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

基本方針

世界最高水準の医療の提供に資する**医療分野の研究開発**の推進

- AMEDを核とした、基礎から実用化までの一貫した研究開発
- モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の推進
- 最先端の研究開発を支える環境の整備

健康長寿社会の形成に資する**新産業創出及び国際展開**の促進

- 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築、新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの構築
- アジア・アフリカにおける健康・医療関連産業の国際展開の推進、日本の医療の国際化

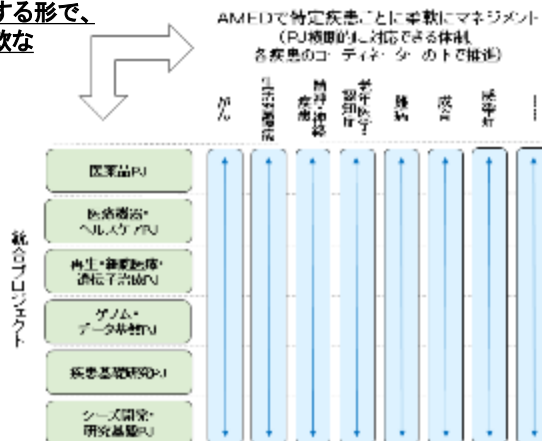
具体的施策

1. 研究開発の推進

- 科学研究費助成事業、他の資金配分機関、インハウス研究機関と連携しつつ、AMEDを中核とした基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進。特に**AMED及びインハウス研究機関**が推進する医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部において、有識者意見も踏まえつつ、関係府省に対して**一元的に予算要求配分調整**を実施
- モダリティ等を軸とした6つの「統合プロジェクト」**を定め、プログラムディレクター(PD)の下で、関係府省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進
- 多様な疾患への対応や感染症等への機動的対応が必要であることから、**疾患研究は統合プロジェクトを横断する形で、各疾患のコーディネーターによる柔軟なマネジメント**ができるよう推進

※我が国の社会課題である疾患分野は、戦略的・体系的に推進する観点から、具体的疾患に関してプロジェクト間の連携を常時十分に確保するとともに、予算規模や研究開発の状況等を把握し対外公表(**がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症**等)

※基礎的な研究から、医薬品等の実用化まで一貫した研究開発
特に難病については、その特性を踏まえ、患者の実態を把握しつつ、厚生労働省の調査研究からAMEDの実用化を目指した研究まで、相互に連携して切れ目なく推進



- 健康寿命延伸を意識し、「**予防／診断／治療／予後・QOL**」といった**開発目的**を明確にした技術アプローチを実施
- 野心的な目標に基づく**ムーンショット型**の研究開発をCSTと連携して推進

1. 新産業創出

- (1)公的保険外のヘルスケア産業の促進等
○職域・地域・個人の健康投資の促進(健康経営の推進 等)
○適正なサービス提供のための環境整備(ヘルスケアサービスの品質評価の取組促進 等)
○個別の領域の取組(「健康に良い食」、スポーツ、まちづくり 等)
- (2)新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの強化(官民ファンド等によるベンチャー等への資金支援 等)

2. 国際展開の促進

- アジア健康構想**の推進(規制調和の推進を含む)
- アフリカ健康構想**の推進
- 我が国の医療の国際的対応能力の向上(医療インバウンド、訪日外国人への医療提供 等)

2. 研究開発の環境の整備

- 研究開発支援を行う拠点となる橋渡し研究支援拠点や臨床中核拠点病院等の整備、強化
- 国立高度専門医療研究センターの組織のあり方の検討
- 共通基盤施設の利活用推進、研究開発で得られたデータの連携の推進

3. 研究開発の公正かつ適正な実施の確保

4. 研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等

○健康長寿社会の形成に資するその他の重要な取組

- 認知症施策推進大綱に基づく**認知症施策の推進**
- AMR(薬剤耐性)や**新型コロナウイルス感染症対策**の推進

○研究開発及び新産業創出等を支える基盤的施策

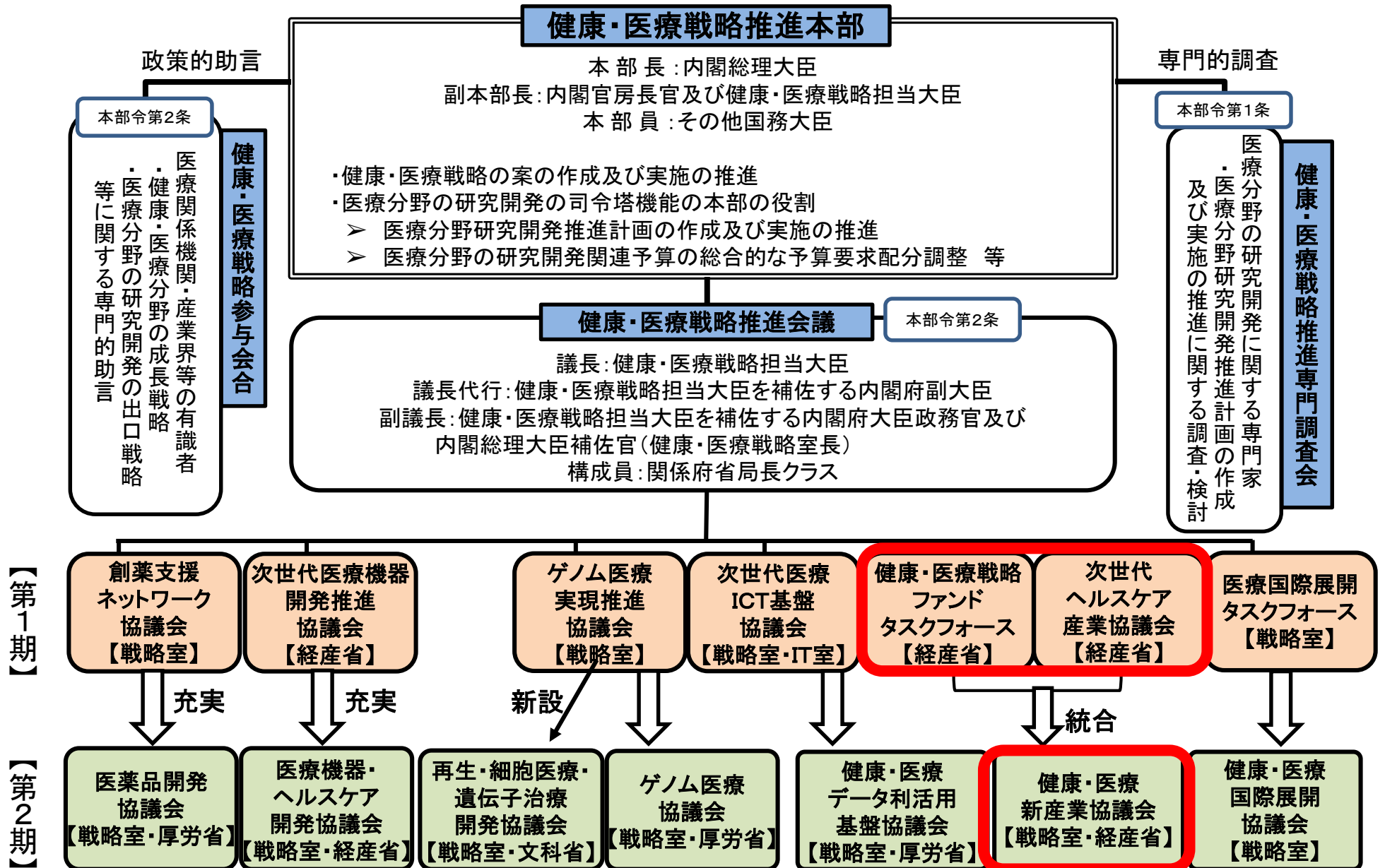
1. データ利活用基盤の構築

- データヘルス改革の推進
- 医療情報の利活用の推進

2. 教育の振興、人材の育成・確保等

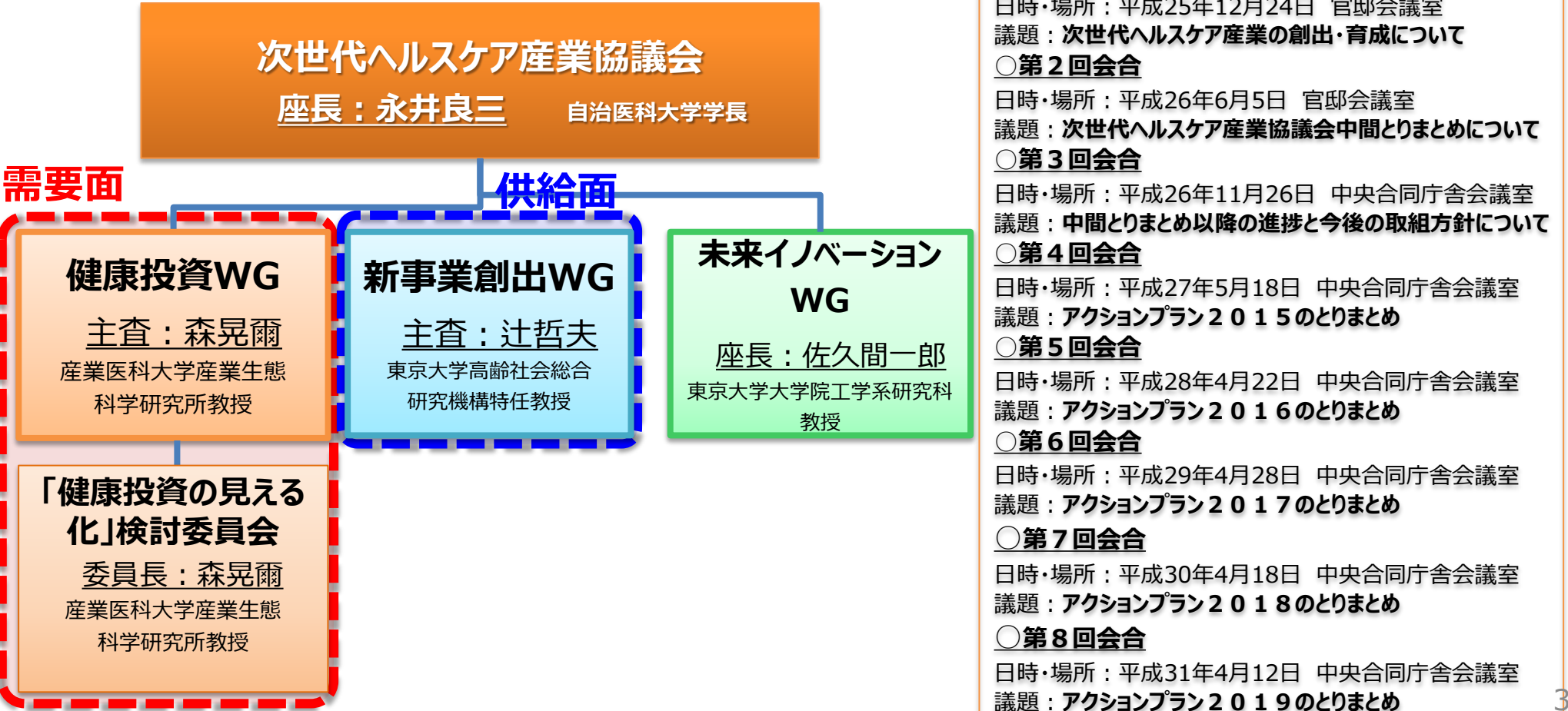
- 先端的研究開発の推進のために必要な人材の育成・確保等
- 新産業の創出及び国際展開の推進のために必要な人材の育成・確保等
- 教育、広報活動の充実等

第2期健康・医療戦略の推進体制について



次世代ヘルスケア産業協議会の全体像

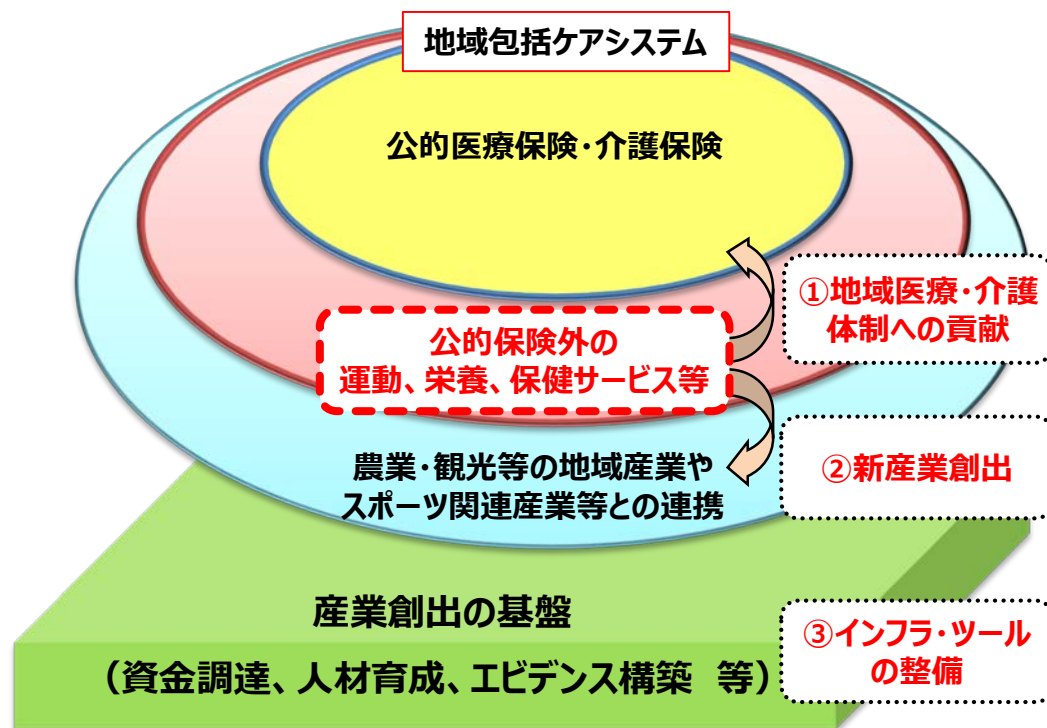
- 「日本再興戦略」に基づき、平成25年12月に「健康・医療戦略推進本部」の下に設置（事務局：経済産業省）し、内閣官房・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・観光庁・スポーツ庁等の関係省庁連携の下で、ヘルスケア産業の育成等に関する課題と解決策を検討。
- 地域におけるヘルスケア産業の育成や健康経営の推進等に向けた具体策を示した「アクションプラン」を平成26年度より毎年とりまとめ、成長戦略等に検討内容を反映し、関係各省連携の下で着実に実施。



次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

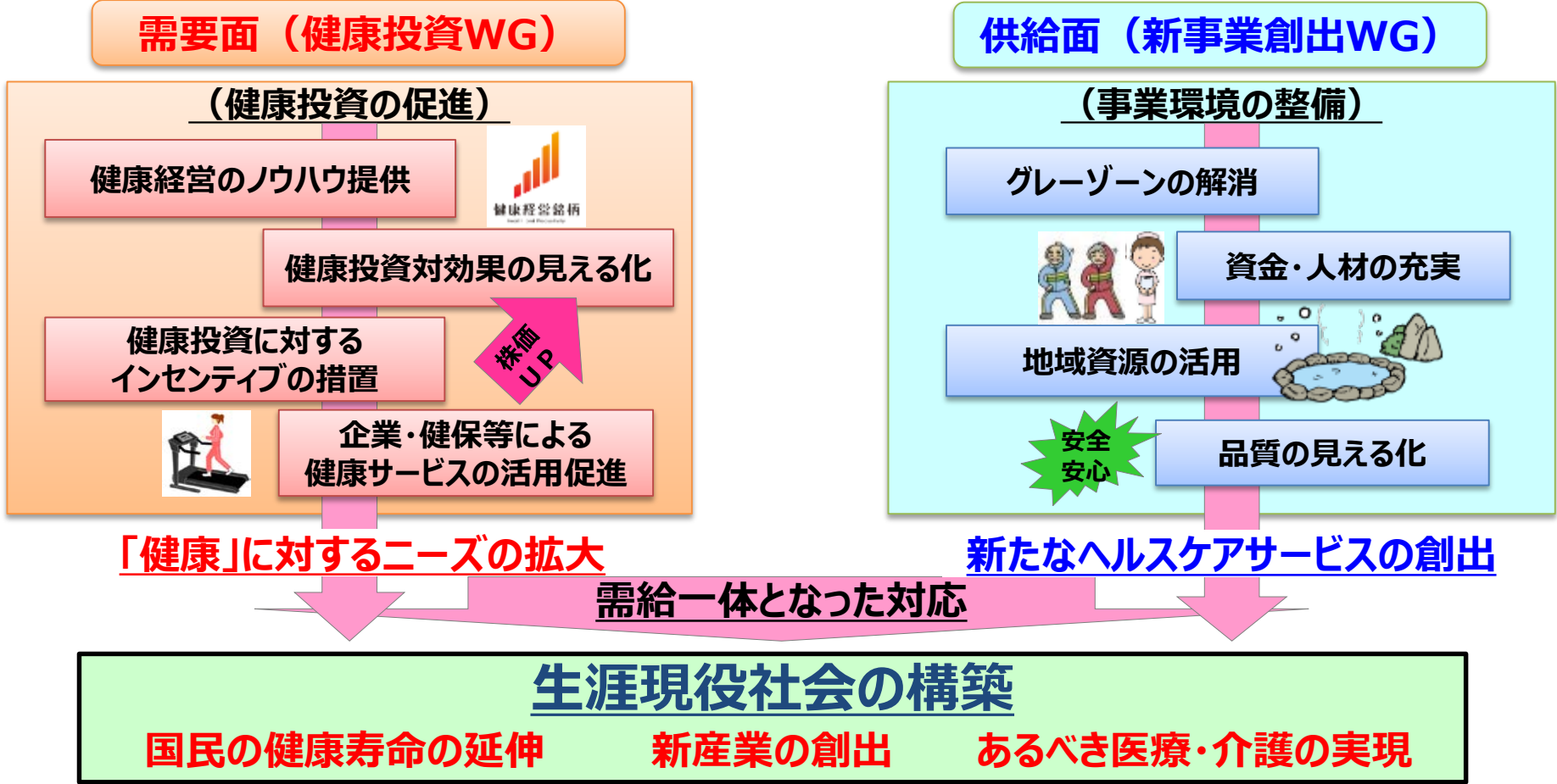
- 公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すことにより、『国民の健康寿命の延伸』と『新産業の創出』を同時に達成する。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、②地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。
- また、地域において人口減少と医療・介護費増大が進む中、①高齡化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することにより、「経済活性化」と「あるべき医療・介護の実現」につなげる。

【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



次世代ヘルスケア産業協議会の検討の視点

- ヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に、公的保険内サービスの充実に加えて、健康増進・生活習慣病予防サービスなどの多様な公的保険外サービスへの期待も高まっている。
- 政府としても、成長戦略の重要な柱の一つとして、市場や雇用の創出が見込まれる分野と位置づけており、具体的な対応策の検討が喫緊の課題。
- 具体的には、需要と供給の好循環を生み出す視点に基づき、(1) 企業・健保等による健康投資の促進、(2) 公的保険外のヘルスケア産業の創出を推進。

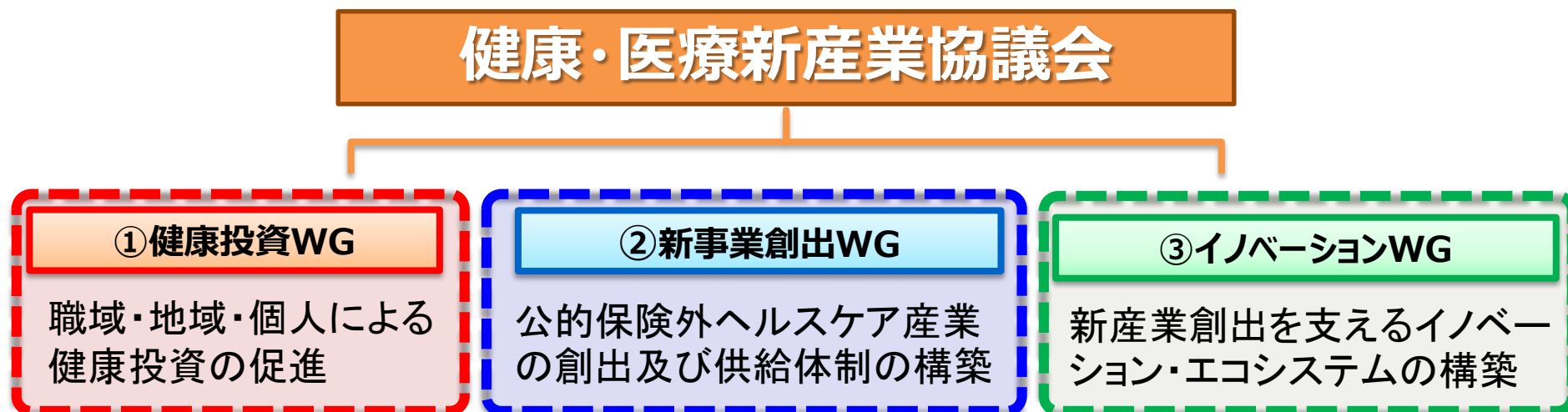


健康・医療新産業協議会の全体像

- 健康・医療分野は、高齢化やニーズの多様化を背景に、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、疾病と共生していくための取組を車の両輪として講じていくことが望まれている。
- また政府として、健康・医療分野はデジタル技術等の新たな技術を生かし得る分野として期待。

【設置目的】

- 予防・共生を目的とした公的保険外ヘルスケア産業の活性化や公的保険サービスとの連携強化を含めた供給体制の整備により、「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム（※）」の構築を目指す。
- また、その新産業の創出・活性化の基盤となるイノベーション・エコシステムの構築を目指す。



(※) 多因子型の疾患への対応を念頭に、医療の現場と日常生活の場が、医療・介護の専門家、産業界、行政の相互の協働を得て、境目無く結び付き、個人の行動変容の促進やQOLの向上に資するシステム

①健康投資WG

健康投資WG・新事業WGにおける検討の歴史

- 関係省庁と連携しながら、ヘルスケア産業創出に向けた需要・供給両面からの検討

健康投資WG（需要）

H 26
H 27
健康経営銘柄の創設
(※以降、毎年選定及び選定基準の改訂)

日本健康会議 と連携

H 28
健康経営優良法人制度の創設
(※以降、毎年認定及び認定基準の改訂)

H 29
・コラボヘルスの推進
・健康経営のすそ野拡大

H 30
・健康経営に取り組む企業
のインセンティブ検討
・自治体や保険者等が実施する
顕彰制度等への波及
・スコアリングレポートの発出

H 31
・健康投資管理会計ガイドライン
の策定

新事業WG（供給）

地域版次世代ヘルスケア産業協議会の創設支援
(※以降、毎年増加)

・厚労省・農水省・国交省・環境省・スポーツ庁
観光庁等の関係省庁による、地域でのヘルスケア
産業の創出の多角的な支援策の充実

・グリーゾーン解消制度やジャパン・ヘルスケア
ビジネスコンテストによる新ビジネスの創出

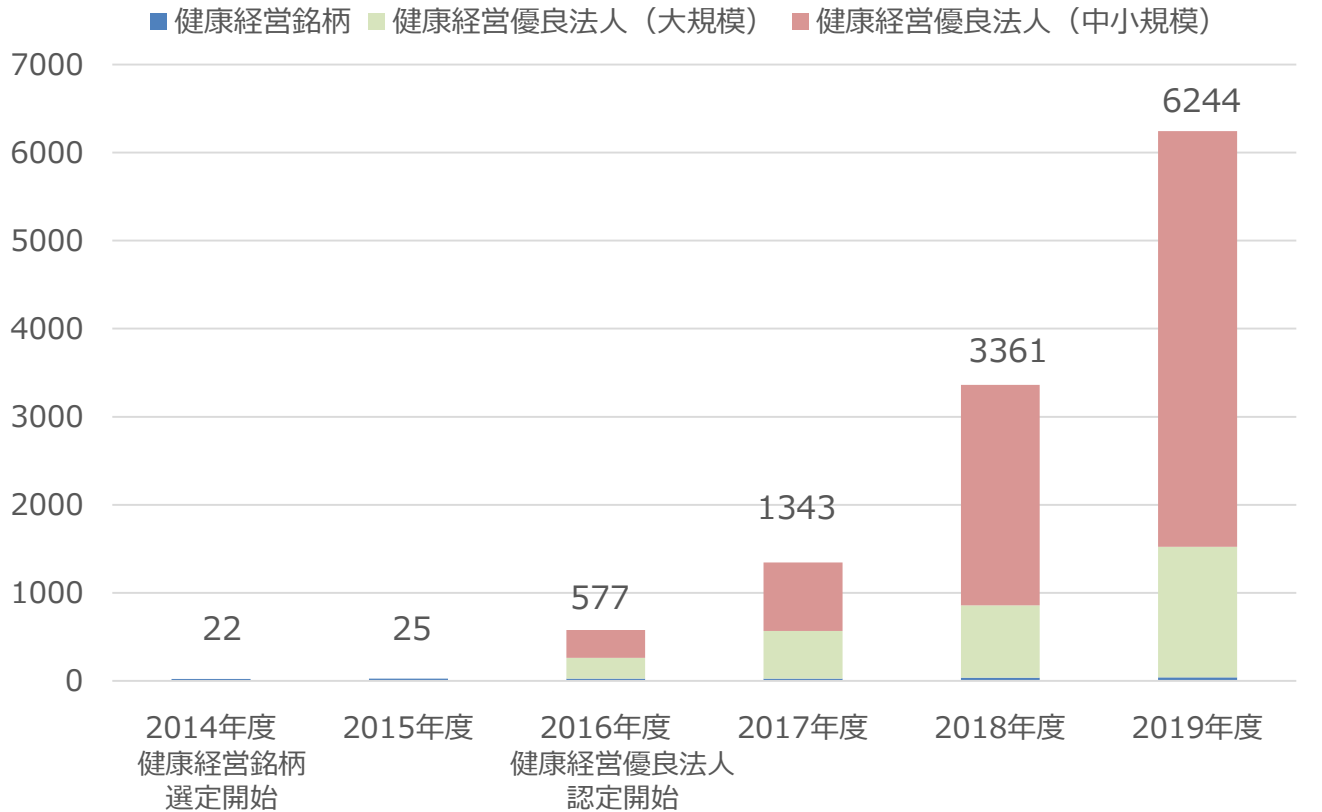
・地域版次世代ヘルスケア産業協議会
アライアンス会合による地域間連携の促進

・ヘルスケア産業の品質評価の環境整備
・健康・医療情報の利活用に向けた検討

健康投資WGの検討結果①健康経営顕彰制度の運営

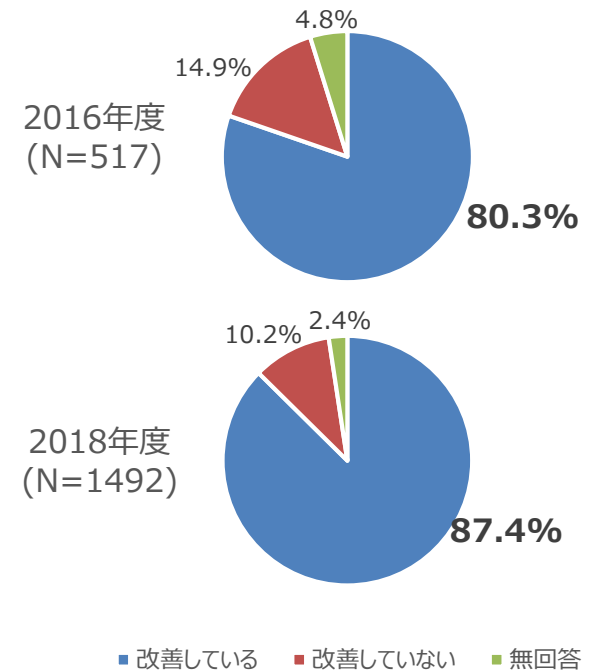
- 健康経営顕彰制度においては、主に健康経営の実施体制や具体的な取組施策の実施の有無等の基礎的な内容を評価しており、随時評価項目を追加・拡充してきた。近年では健康経営顕彰を受ける企業等が増加し、こうした基礎的な内容については理解が広まりつつある。
- さらに、施策の効果分析を行いPDCAサイクルによって取組を改善する等、健康経営の質を高める取組を進める企業等も増加している。

健康経営顕彰の広がり



※選定・認定発表時の法人数合計

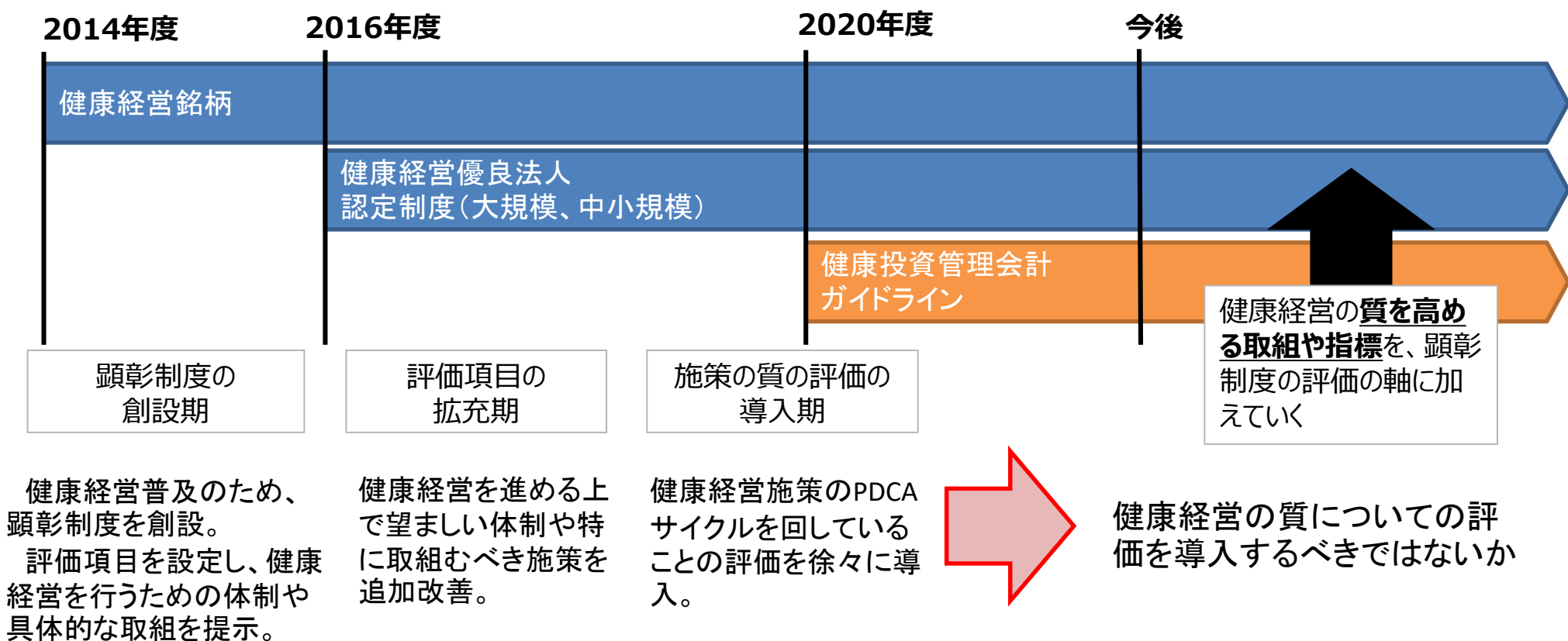
効果検証を踏まえて
次年度の取組を改善している企業



※平成28年度・平成30年度
健康経営度調査回答より

健康投資WGの検討結果②健康経営顕彰制度の今後の方向性

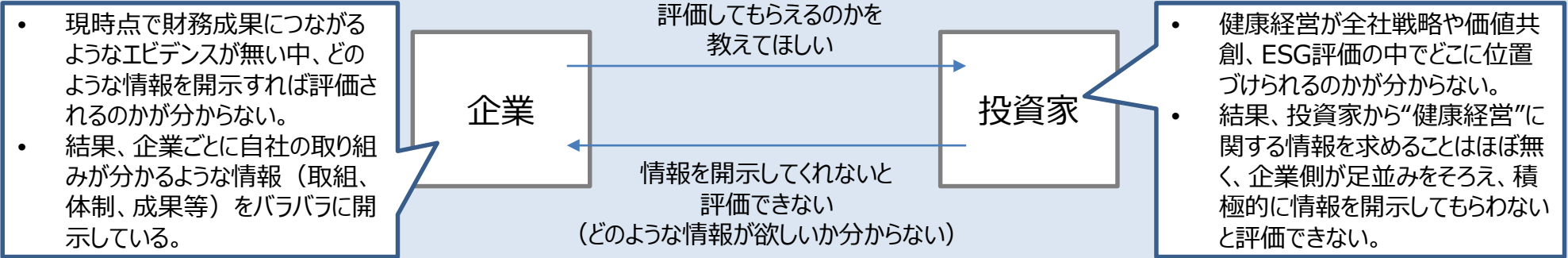
- 健康経営は実施主体や抱えている課題によって様々な施策や取組方法があることから、その中身を評価することは容易ではないが、健康経営顕彰制度においても、質の高さの評価に使われるような取組や指標についての導入を検討していくべきではないか。



健康投資WGの検討結果③ – 1 企業における情報開示

- 企業と資本市場との対話に活用されることを目指し、令和2年6月に策定した健康投資管理会計ガイドラインにおいては、企業からの情報開示のあり方については原則的な考えを示すにとどめ、具体的な開示指標や開示フォーマット等は今後の議論によって示されるものとしている。
- 投資家からは、企業による具体的なデータの開示を求める声が上がっているものの、こういった指標が企業評価に資するかは定まっていない。今後、企業による具体的な開示指標を検討し定めていくことで、資本市場での評価が広がっていくことが期待される。

【現状の理解】



【今後狙うべき方向性（案）】

- （経産省主体で）企業が開示すべき情報・指標を示し、多くの企業から関連する情報を開示してもらう。
- 開示の候補となる指標の抽出（優良法人の開示情報の整理、海外で評価されている指標の把握、“女性”等先行事例の調査など）
• 健康経営の“成果としてふさわしい指標”の条件整理、選定（有識者ヒアリング、GPIFや指数会社へのヒアリングなど）
- ESG投資家や指数会社に、企業が開示した情報を企業評価指標に組み入れてもらう。
- 関連情報を開示する企業が増加する。開示情報に関する分析が進み、財務業績と連動する指標も特定されはじめる。
- ESG投資家に限らず、一般投資家にまで“健康経営”の概念が普及する

健康投資WGの検討結果③ – 2企業における情報開示

- 2018年度の経済産業省の委託調査において健康経営に関する情報発信状況を整理し、第20回健康投資WGにおいて、健康経営銘柄に対して投資家に対する情報発信をしていくことに期待すると示した。
- 特に成果に関する情報発信状況について、健康経営銘柄2020企業の発信状況や、今年度の健康経営度調査結果を分析することで、開示すべき具体的な指標が明らかになる可能性がある。

健康経営銘柄に対するアンバサダー的な役割への期待について② 第20回健康投資WG 資料2：17ページ

- 健康経営銘柄企業との意見交換会や各企業の情報の開示状況を調査した結果、健康経営の取組に関する情報の開示方法には以下の4段階があると整理。
- 健康経営銘柄2019の情報開示状況を4段階に整理したところ、健康経営実施の方針、体制、取組、実績を一体的に説明している企業（レベル④）は半数程度であった。

		統合報告書/ サステナブルレポート	CSR報告書/ サステナビリ ティレポ ート	投資家向け 説明資料	有価証券 報告書	コーポレート ガバナンス報告書	企業HP	
レベル①	健康経営を実施していること、銘柄に選定されたことのみを発信	12社	1社	13社	7社	13社	6社	
レベル②	+ 具体的な実施体制及び取組内容についてまで含めて発信	9社	4社	0社	1社	2社	7社	
レベル③	+ 取組による成果を定性的及び定量的に発信	2社	2社	1社	0社	0社	6社	
レベル④	健康経営実施の方針・体制・取組み・実績をストーリー立てて発信	1社	11社	0社	0社	0社	13社	
	投資家の媒体活用状況	○	△	◎	◎	△	○	

成果に関する情報発信状況

従業員の健康行動に関する指標 (検診受診率、ストレスチェック受検率、各種イベント参加人数 等) 26社
従業員の健康状態に関する指標 (生活習慣病有病率、メンタル不調による休業者数、肥満率、健康リスク保有者数 等) 9社
従業員の労務状態に関する指標 (労働災害率、有給休暇取得率/取得率、労働時間の変化 等) 9社
経営状態の改善/企業の成長に繋がった指標 (従業員のエンゲージメントや生産性に関する指標、採用応募者数等のリクルートに関する指標 等) 3社

健康経営銘柄2019の健康経営の成果に関する情報発信状況

健康投資WGの検討結果④新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康経営の取組の検討

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、直接の感染症予防対策だけではなく、在宅勤務等のこれまでとは異なる働き方に伴って生じる新たな健康課題への対応も必要となることを踏まえ議論を実施。

新たな健康課題として考えられるもの

① 新型コロナウイルス感染症による健康課題

→感染症予防対策

② 新しい働き方（テレワークの増加等）による健康課題

→生活習慣（運動や食生活）の悪化、自宅に十分な環境が無いことによる眼や身体の不調、ラインケアの不足によるメンタルヘルス不調等

健康経営銘柄企業等の具体的な対応例

● 外出時感染リスクの軽減

出社が必要な拠点に対し、昼食時の外出による感染リスクを軽減するため、会社負担で食事を提供

● 自社で作成した体操動画の配信

専門家の監修を受け、運動不足解消やリフレッシュのため動画を作成し従業員に配信

● 健康ポイントプログラムへの項目追加

自社で実施している健康ポイントプログラムに、自粛やテレワーク等の生活環境下で取り組むことができる項目を追加

● 会社負担による在宅時の業務環境整備

健康を保持し生産性を低下させないようなデスクやモニター等の導入に対する補助

● オンラインでのメンタルヘルスケア

社内医療職・カウンセラーによるWeb・電話での相談対応や、オンラインでのメンタルヘルスケア研修の実施

(参考) これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会

【経緯】

- 健康寿命の延伸及び生活の質の向上のためには、地域保健と職域保健が連携し、継続的かつ包括的な保健事業を展開していくことが不可欠。
- 厚生労働省においては、これまで「地域・職域連携推進事業ガイドライン」を提示し、都道府県等における地域・職域連携推進協議会の設置及び連携事業を推進。
- その後、医療制度改革を踏まえた新たな地域・職域連携推進協議会の役割について、地域・職域連携支援検討会において検討し、地域・職域連携推進ガイドラインを改訂。
- 平成31年3月より、「これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会」を開催。ガイドラインの改訂も含めて検討し、令和元年9月にガイドラインを改訂。

地域・職域連携推進ガイドラインの改訂のポイント

【改訂の方向性】

地域・職域連携推進協議会の開催等に留まることなく、関係者が連携した具体的な取組の実施にまでつなげていくために必要な事項を整理

1 地域・職域連携の基本的理念の再整理

- 在住者や在勤者の違いによらず**、地域に関係する者への地域保健と職域保健が連携した幅広い取組の促進（地域・職域連携によるポピュレーションアプローチの強化）
- 多様な関係者がメリットを感じられる**ような健康に関する取組の推進（健康経営を通じた生産性の向上等）
- 支援が不十分な層**（退職者、被扶養者、小規模事業場）への対応促進

2 地域・職域連携推進協議会の効果的運営

- 事務局機能の強化**による協議会の効果的運営の促進
- 各関係者の**役割期待の明確化**による、積極的参画の促進
- 他の健康関係の協議会等との**連携の在り方の明確化**による、更なる効果的な連携の促進（都道府県健康増進計画に係る協議会、保険者協議会、地域版日本健康会議、地域両立支援推進チーム等）

3 具体的な取組実施のために必要な工夫

- 「実行」を重視**した、柔軟なPDCAサイクルに基づいた事業展開の促進
- 地域・職域連携推進に向けた**共通理解と現場レベルでの連携**促進
- 地域特性に合わせた効果的な事業展開に向けた**データ活用**の促進
- リソースの相互共有・活用**等の促進による効率的・効果的な取組の実施

②新事業WG

新事業WGの検討結果①地域におけるヘルスケア産業の推進

- 地域の関係者（自治体、医療・介護機関、民間事業者等）の連携を促進し、**地域ニーズを踏まえたヘルスケア産業の創出を後押し**するため、全国各地で**合計46か所**の「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置を促進した。
- **地域資源の利活用等を推進**する関係各省の取組も含め、種々の取組の成果により、**ヘルスケアサービスのすそ野が拡大した。**

■ 地域版次世代ヘルスケア産業協議会

全国5ブロック、19府県、22市区町の**合計46か所**で設置されており、そのうち**地域の医師会が関与する協議会**は、全国1ブロック、9府県、9市区（令和2年5月末時点）



【厚生労働省】

- 介護保険制度において「保険外サービス」を組み合わせて提供する場合の取扱い整理

【スポーツ庁・観光庁】

- スポーツツーリズム・ヘルスツーリズムの創出

【農水省】

- 地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発

【国交省】

- 多種ネットワーク型のコンパクトシティづくり

【環境省】

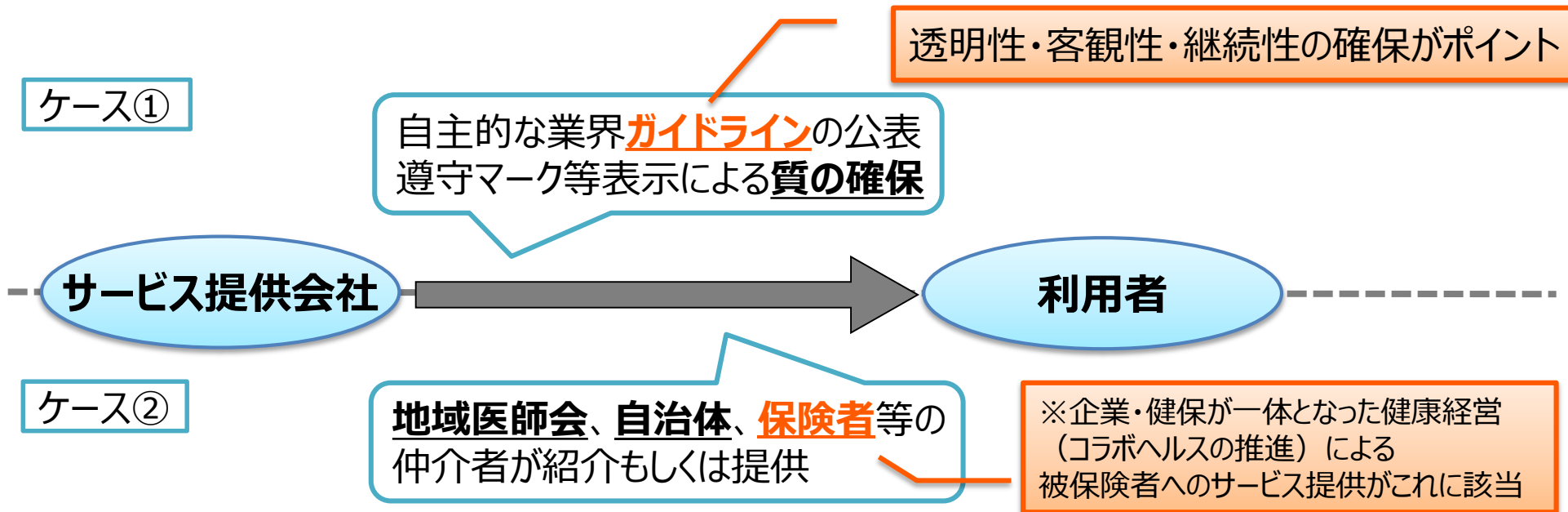
- 温泉の利活用促進

等

新事業WGの検討結果② ヘルスケア産業の品質評価の環境整備

- ヘルスケアサービスを提供する事業者が属する業界団体等が自主的に策定するガイドライン等に対してあり方を示す「**ヘルスケアサービスガイドライン等の在り方**」を策定し、これに基づく**業界等による自主的なガイドライン策定を推進し、一定の品質を確保**した。
- **より高い品質の確保を目指して、**ヘルスケアサービスが**仲介者に選択**され、利用者（消費者）が安心してサービスを利用できる環境整備の必要性を提示した。

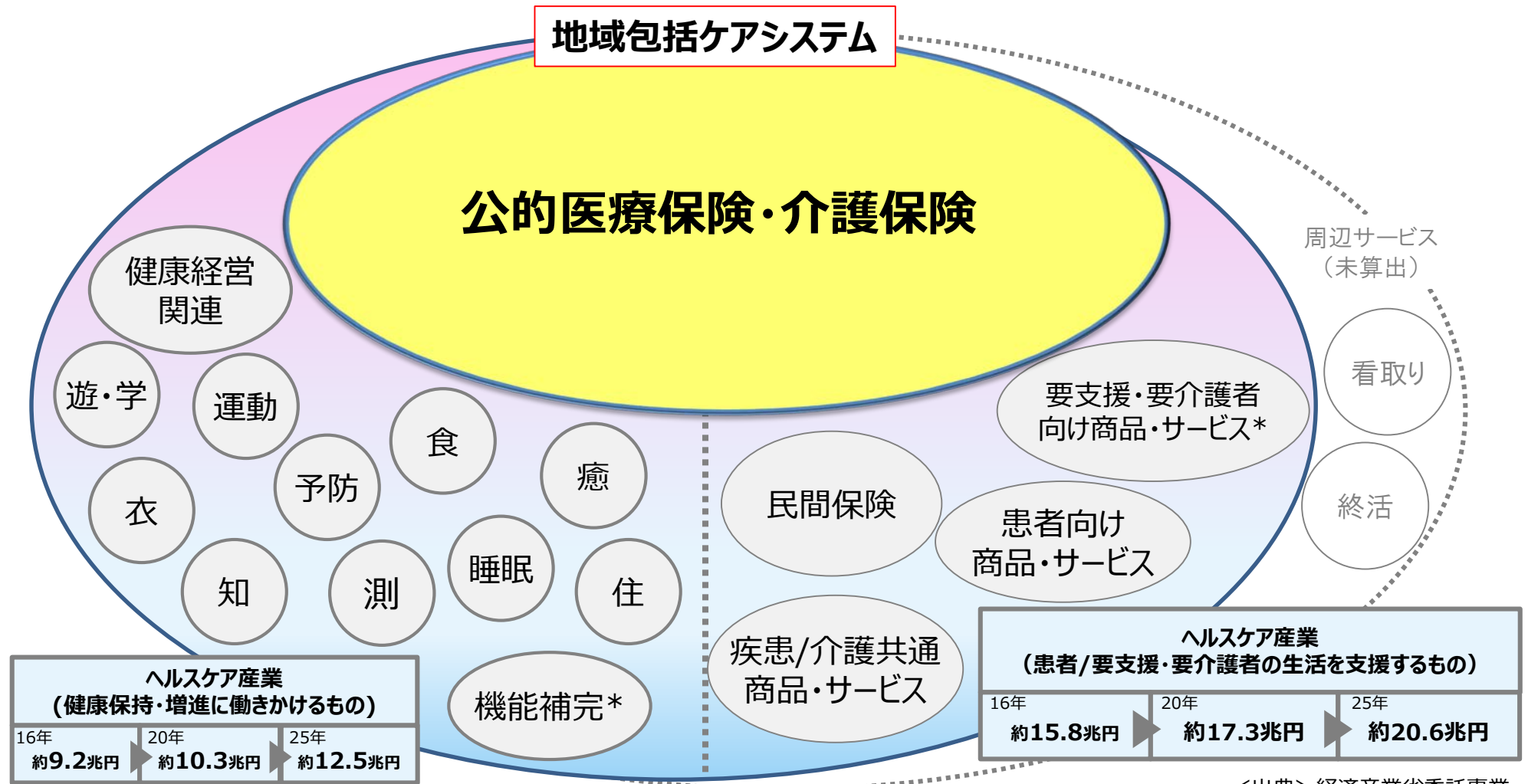
■ 品質が確保・見える化された流通構造のイメージ



- 「ヘルスケアサービスガイドライン等の在り方」を踏まえていることを自己宣言した自主ガイドライン等
FIA加盟企業施設認証（日本フィットネス産業協会）、エステティックサロン認証基準（日本エステティック機構）
ヘルスケア認定寝具制度（日本寝具寝装品協会） 等

新事業WGの検討結果③- 1 ヘルスケア産業市場の把握

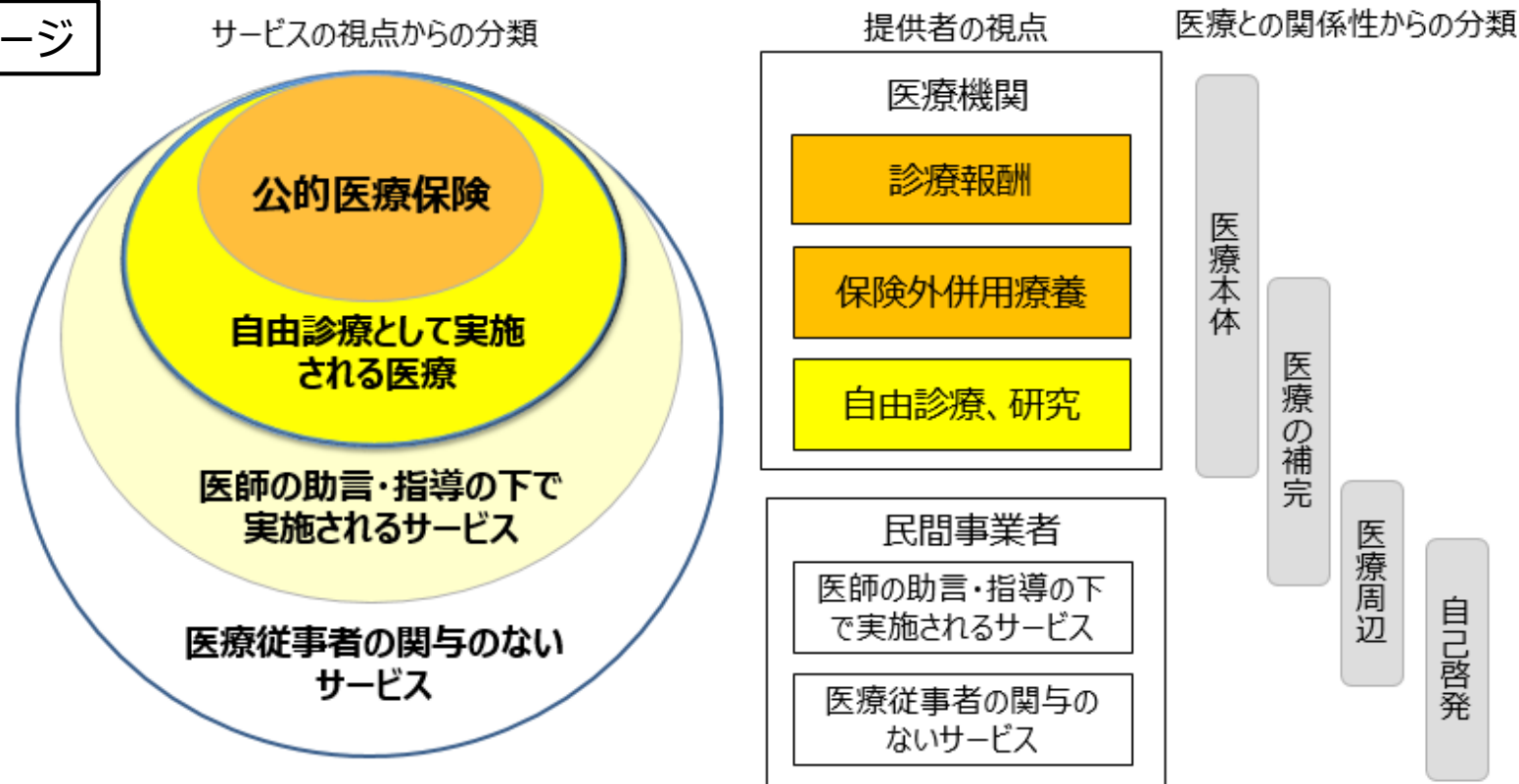
- ヘルスケア産業の全体像を整理した上で、民間調査会社等が既に試算している各産業分野の市場規模を集計し、現状及び将来の市場規模を推計。2016年は約25兆円、2025年には約33兆円になると推計された。



新事業WGの検討結果③-2 ヘルスケア産業市場の把握

- 公的保険外サービス、医療介護周辺または辺縁サービスには多様性があり、サービスの種類によっては**有資格者が仲介者となることでより高度な評価基準で利用者に適切なサービスを提供できる**と考える。
- **介護市場**についても、市場把握が今後必要である。

医療市場イメージ

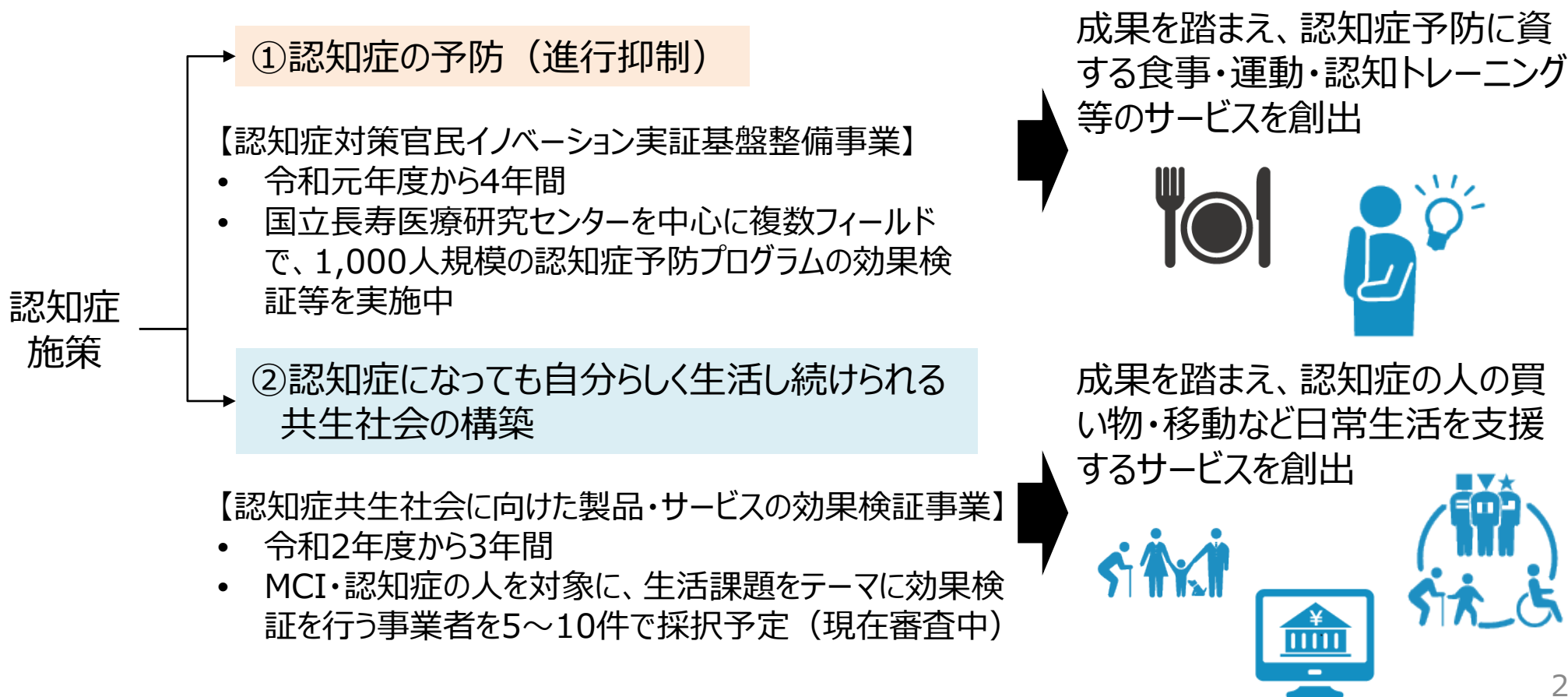


<出典> 第12回新事業創出WG資料 抜粋

※出典：経済産業省委託事業
令和元年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（公的保険外・医療周辺サービス実態調査）

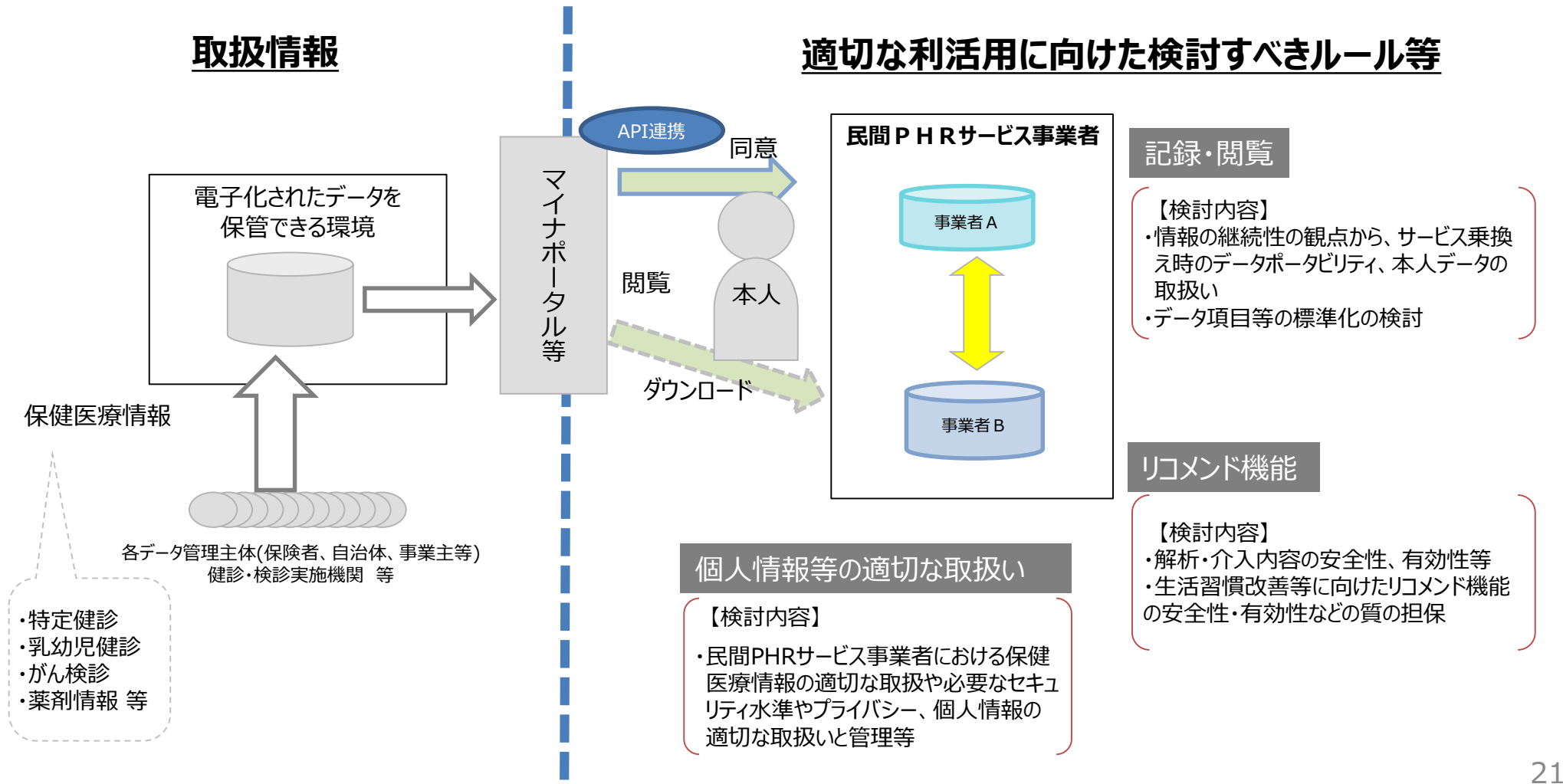
新事業WGの検討結果④ 認知症の予防・共生を支える新産業の創出

- 認知症の予防（進行抑制）と認知症になっても自分らしく生活し続けられる共生社会の構築の両輪で施策を推進。予防については、グローバルで連携しながら、国内における認知症予防プログラムの大規模実証を通じて、技術・サービス・機器等の効果を検証するための認知機能評価指標・手法の確立を目指す。
- 共生については、認知症の人・介護者等のQOLと社会的・経済的インパクトの見える化を行いながら、様々な生活課題や介護に係るソリューション開発を促進する。



新事業WGの検討結果⑤ 適正なPHR利活用を通じた新事業創出に向けたイメージ

- PHRの拡充を図り、順次、マイナポータル等を通じた保健医療情報の本人による活用が可能となる予定であり、国民が自らのニーズに応じて、適正かつ効果的にPHRを活用できる環境整備が必要。
- 既に、民間PHR事業者によって、様々なサービスが提供されている現状も踏まえ、「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」（令和元年11月 PHR検討会）に基づき、「民間利活用作業班」において、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるための環境整備について検討。
- 具体的には、本人データの相互運用性の確保、データ連携の在り方、セキュリティ等の要件などに関するルール化を行う。



新事業WGの検討結果⑥-1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 新事業創出の検討

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、健康長寿社会の実現に向けては、**感染症対策も重要である**ことを再認識し、感染症対策についても**業界団体によるガイドラインが作成**され、適切なヘルスケアサービスの利活用を促進した。
- **外出自粛**が求められたこと、また**新たな生活様式の定着**が求められていることをふまえて、ヘルスケアサービスの利活用による**適切なセルフケアと**、適切な受診の両立が求められるのではないかという問題提起が示された。

■ 業界団体による 新型コロナウイルス感染症拡大対応ガイドラインの作成

- 一般社団法人日本フィットネス産業協会
- 特定非営利活動法人日本エステティック機構
一般社団法人日本エステティック振興協議会
- 日本リラクゼーション業協会



新型コロナウイルス感染症対策の具体的な取組（遠隔健康相談窓口の設置）

- 健康不安の相談を受け付ける体制構築として、予備費において医師等による遠隔健康相談窓口を設置。補正予算では、更に小児・妊婦等の専門窓口の設置を行った。3月から現在に至るまで、相談件数は堅調に推移。
 - 3月11日（水）～3月31日（火）：相談件数約4万件（1日平均約2,000件）
 - ・ LINEヘルスケア株式会社
 - ・ 株式会社Mediplat
 - 5月1日（金）～8月31日（月）：相談件数約23万件（1日平均約2,600件）※7月29日現在
 - ・ LINEヘルスケア株式会社（LINEを活用した相談窓口）
 - ・ 株式会社Mediplat（企業の健康管理担当者や、従業員及びその家族が利用可能な相談窓口）
 - ・ 株式会社Kids Public（小児、妊産婦専門の相談窓口）
 - ・ 株式会社セーフティネット（メンタルヘルス専門の相談窓口）



小児、妊産婦専門の相談窓口の利用者の声

育児書やインターネットで調べても何が正しいのかわからず不安でした。今回小児科医の先生から適切なアドバイス
をもらったので安心しました。こんなことで病院に行ってもいいのかと悩んでいたので利用できて良かったです。

ネットでいろいろと調べても不安が積もる情報ばかりですが、自分の症状から産婦人科の先生が回答
を下さるのでとても信頼できて心強いです。胎動をあまり感じなくなり不安だったため2回も相談させて
いただきました

助産師に授乳について詳しく教えていただいた。第一子を育児中で、コロナがあって産院や児童館、
市のイベントなど全てのものがなくなり人と関われなくなってしまう、様々な不安でいっぱいでした。
その中でこのようなサービスがあって利用でき、ずいぶん心が軽くなりました。
これからも困ったら相談できる場所があると思うと安心します。

病院を受診するほどの症状じゃないが、不安に感じていたことを専門の小児科医に相談できて安心し
た。心配しすぎな親の気持ちを組んでくれてうれしかった。

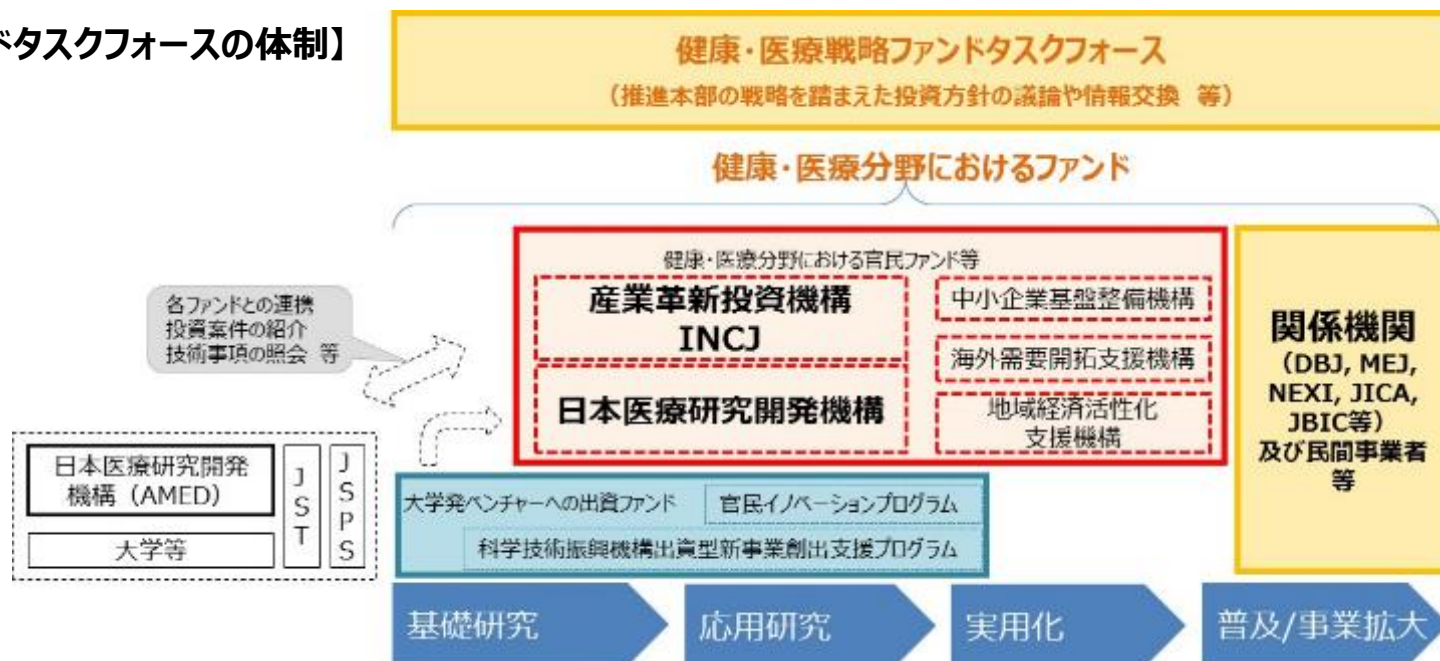
130人以上の産婦人科医・助産師・小児科医が、
テレビ電話やチャット等を用いて相談の対応を行って
いる。

③イノベーションWG

健康・医療分野におけるファンドタスクフォースにおける検討結果

- 健康・医療分野における新しい市場開拓として、技術シーズの事業化に向けた官民連携等を念頭においたリスクマネーの供給の円滑化が課題。
- 平成26年10月30日から、計3回にわたり、関係ファンド等を俯瞰・整理し、健康・医療分野における各ファンド等との連携方針等を検討。

【ファンドタスクフォースの体制】

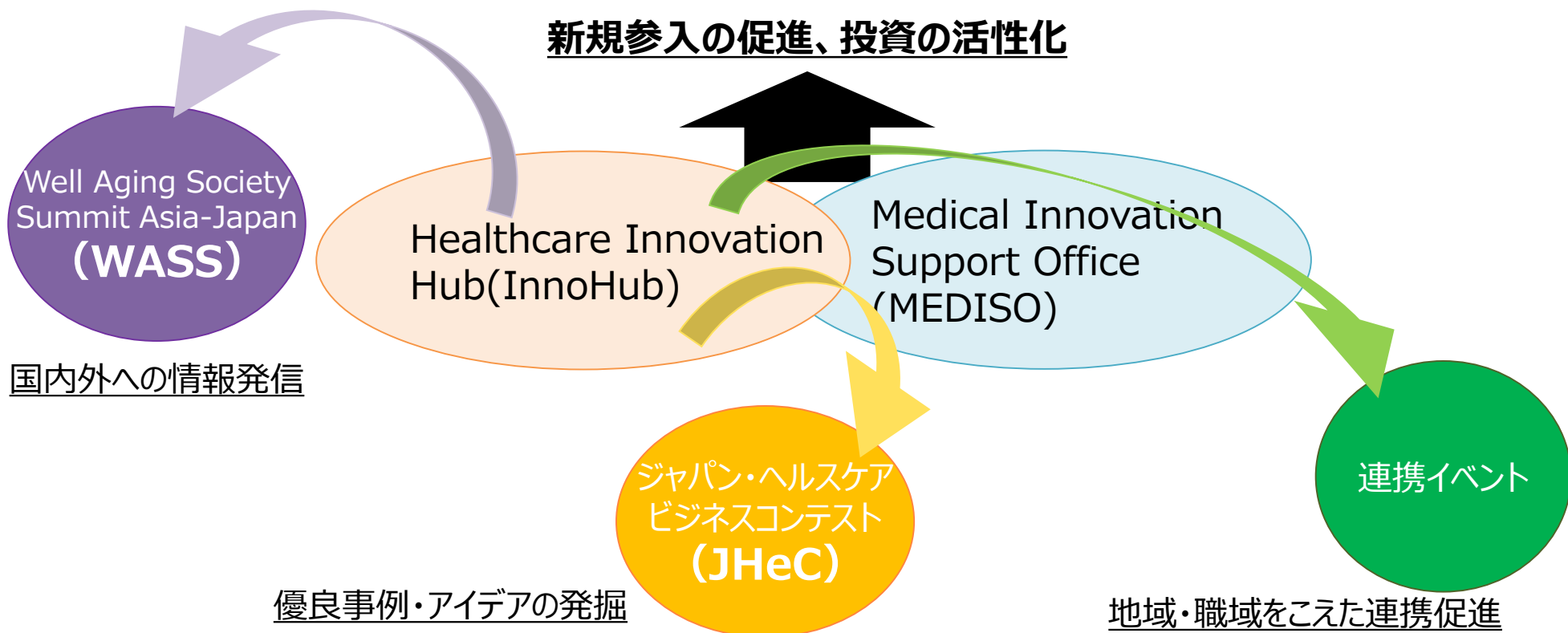


「健康・医療戦略ファンドタスクフォースの現状と今後の方針について」（令和元年7月3日、健康・医療戦略ファンドタスクフォース）

- ① 官民ファンドがリードして投資を行うこと
- ② 資金的支援に加え、各省庁や官民ファンドは連携し、積極的な非資金的支援を行うこと
- ③ 官民ファンドや非資金的支援に加え、民間主体の投資の活性化に向けた取組を加速化させること。
- ④ **Healthcare Innovation Hub**において、官民の取組に関する情報を統合し、連携を加速化させ、ヘルスケア分野における技術シーズの実用化・事業化を一体で支援すること。

イノベーション支援によるヘルスケア産業の創出の取組

- ヘルスケア・スタートアップが持続的に成長するエコシステムの構築を目的に、ノウハウやネットワークを提供する「**Healthcare Innovation Hub**」を発足（2019年7月）。
- 常設の事務局を設置し、**専門性の高いアドバイザー（アクセラレータ、特許、法務等）や外部の支援ネットワークを組織化**することで、事業展開フェーズごとの多様なニーズに対応。
- 資金調達面のステークホルダー（官民ファンド等）や制度面の施策ツール（**厚労省のMEDISO**、**グレイゾーン解消制度等**）と連携し、ビジネスマッチングイベント（**JHeC**、**WASS等**）や情報提供を実施。**ビジネスパートナーや実証現場の掘り起こし、専門人材へのアクセス等**を一気通貫でカバー。



今後の方針を踏まえたイノベーションWG（仮称）の方向性

- ヘルスケア分野のシーズの実用化・社会実装を実現するため、ベンチャー等によるイノベーション創出を促進するための方策等を検討。

【議題（案）】

- ・ コロナ対応を踏まえた、ヘルスケア以外の産業界から見た、健康・医療産業の展望・ネットワーク構築のあり方
- ・ 民間主体の投資の活性化に向けて（例：Healthcare Innovation HubやMEDISOを活用した取組等）
- ・ 国際的な基礎研究の取組（例：AMEDが全米医学アカデミー（NAM）と協力覚書を結び、参画している「Healthy Longevity Grand Challenge（HLGC）」について）等

【構成員（案）】 5～7名程度で構成

日本医療研究開発機構
Healthcare Innovation Hubアドバイザー
日本医師会
大学等の有識者（産学連携、知財管理等）
官民ファンド等
（INCJ、JIC、CJ機構、中小機構、大学等から選定）
民間企業（新規事業担当、企業買収担当等）

【関係省庁等（案）】

内閣官房 健康・医療戦略室
内閣府地域経済活性化支援機構担当室
外務省経済局（JBIC関係）
文部科学省高等教育局（産学連携関係）
文部科学省科学技術・学術政策局（JST関係）
厚生労働省医政局（MEDISO関係）
経済産業省商務・サービスグループ
医薬品医療機器総合機構

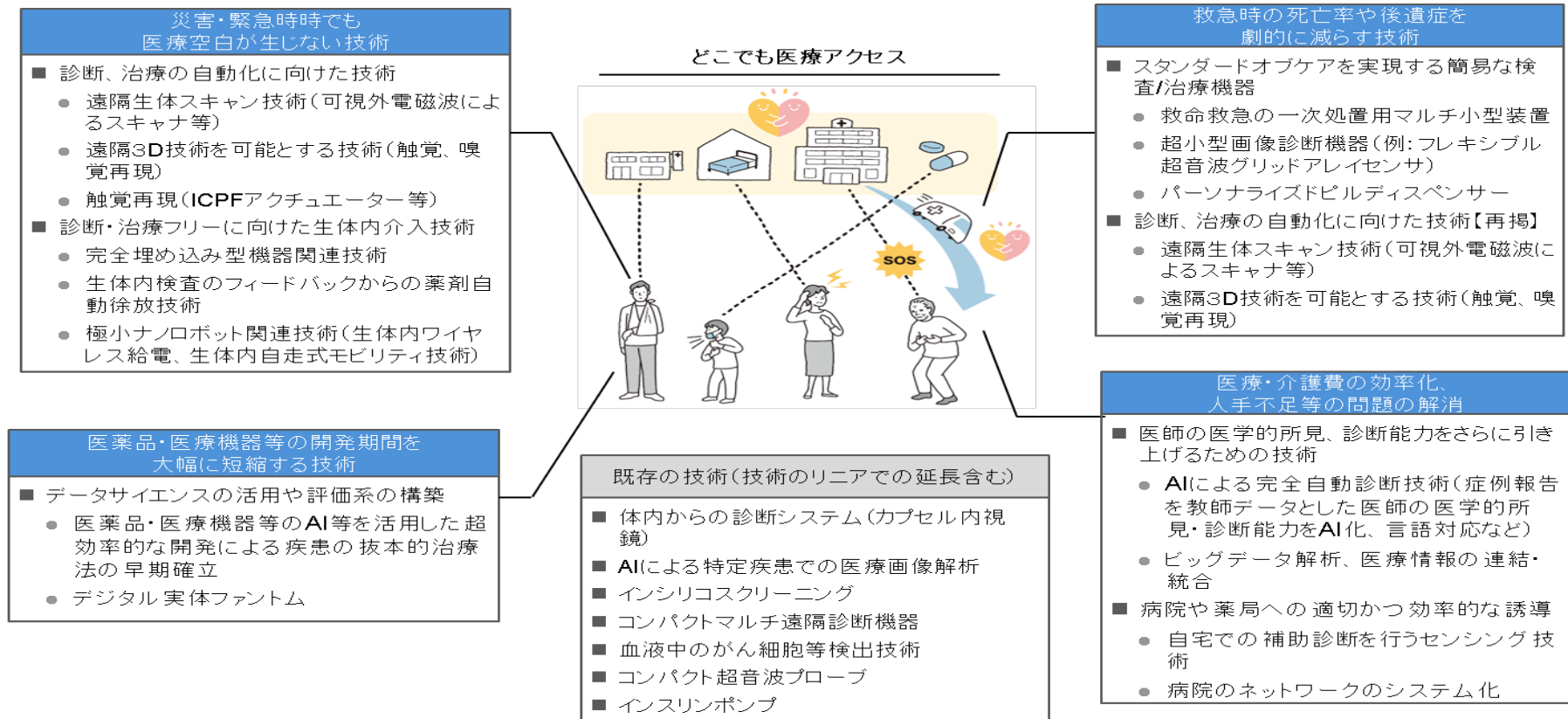
【スケジュール（案）】

- ・ 本年夏～秋頃から、企業等からヒアリングを複数実施。
- ・ 年度内に取組の方向性についてとりまとめを行う（P）。

(参考) 健康・医療分野のムーンショット目標

- 2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステナブルな医療・介護システムを実現 するための、研究開発・技術開発の目標として設定。

(例)医療・介護者のスキルの多寡にかかわらず、少ない担い手で誰に対しても不安無く質の高い医療・介護を提供できることで、住む場所に関わらず、また災害・緊急時でも、必要十分な医療・介護にアクセスできる 等



アクションプラン2020

アクションプラン2020（案）の概要

1. 職域・地域・個人の健康投資の促進

1. 職域の健康投資の促進

健康投資WGで
検討を深める

1. 健康経営顕彰制度の運営
⇒健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模、中小規模）の継続・制度改善
2. 健康経営のすそ野拡大
⇒企業業績と健康経営の関係性等に関する分析等を紹介し、メリットを提示
3. 健康経営の外部評価策定とその支援
⇒資本市場や労働市場、財・サービス市場等に向けた情報開示方法について検討
4. 企業と保険者が連携するコラボヘルスの推進
⇒健康スコアリングについて、事業主単位でレポートを実施する等の環境を整備
5. その他施策の展開
⇒業界自主ガイドライン策定等による、一定の品質が確保されたサービスの活用促進

2. 地域・個人の健康投資の促進

1. 予防・健康づくりのインセンティブ
⇒後期高齢者支援金の加算・減産制度等に、予防・健康づくりの取組を位置付け
2. 地域・職域連携の推進
⇒地域資源を活用した自然に健康になれる環境づくり等を推進

2. 適正なサービス提供のための環境整備

1. ヘルスケアサービスの品質評価と社会実装の推進

新事業WGで
検討を深める

1. ヘルスケアサービスの品質評価の取組
⇒サービスを紹介する「仲介者」に適切に選択されるような流通構造の構築
2. イノベーションの社会実装
⇒健康増進効果等に関するエビデンスを蓄積するための大規模実証を開始。

2. 個別の領域の取組

1. 食に関する取組
⇒健康に資する食生活のビッグデータ収集・活用のための基盤整備を推進。
2. スポーツ・観光・まちづくりに関する取組
⇒スポーツツーリズムのムーブメント創出に向けたプロモーション等を展開。
3. その他重要事項
⇒認知症分野におけるサービスの社会実装を図るための官民連携の整備。

3. イノベーション・エコシステムの強化

1. 官民ファンド等による資金支援等
⇒民間からも投資が起こるようなベンチャー支援策等を強化
2. 産学官連携による戦略的取組
⇒「バイオ戦略」との連携含め、健康・医療の協調領域での取組を促進

イノベーションWGで
検討を深める

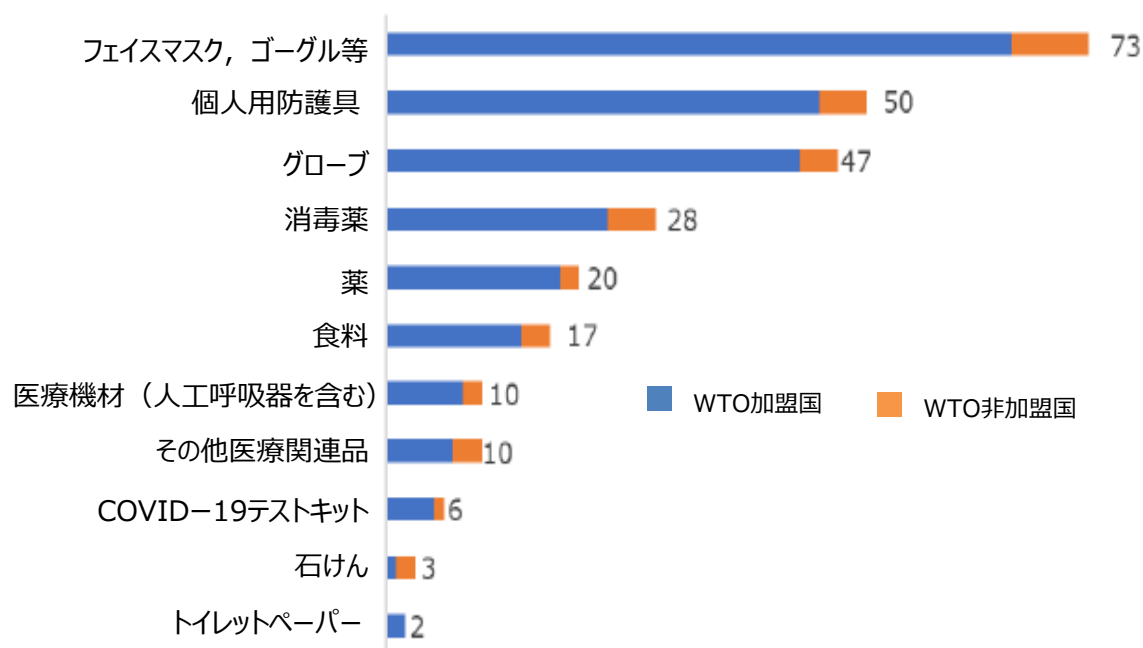
4. 新型コロナウイルス感染症への対応を 踏まえた、健康・医療新産業の在り方

(参考)「国民生活の安全保障」という新たな観点が重要に

- 新型コロナは、「国民生活の安全保障」という新たな視点を世界に強く認識させた。
- 特に、感染症流行下で国民の健康・生命に関連する物資については、**輸出国が特定国に集中**していたことから、**各国・地域で輸出制限の動き**が広がった。

各国・地域の輸出制限の動き

合計 80 カ国 (うちWTO加盟国 72 カ国)



(出所) WTO「TRADE IN MEDICAL GOODS IN THE CONTEXT OF TACKLING COVID-19」を基に作成
(備考) 2020年4月22日時点

(参考) 物資ごとの特徴・課題を踏まえた対応が必要

- **マスク、医療用ガウン、消毒液、人工呼吸器**といった国民の予防・生命に関連する物資については、緊急時における供給体制の検討が十分に行われていたとは言いがたい。
- 他方、これらの物資は**それぞれ特徴・課題が異なる**ことから、**対応策も分けて考えていく**ことが必要。

各物資の特徴と課題

	特徴	緊急時における課題
マスク（一般医療用） 医療用ガウン、消毒液	汎用品に近く、技術的難易度は低い。 一般消費者用の製品で代替可能。	医療用・事業者用の需要、一般消費者用の双方の 需要が一気に高まり 、急激な不足が生じる。
マスク（N95）	技術的難易度は低く、米国においては 認証が必要。	世界基準に依存しており、 国内の新規参入者による機動的な増産実施が困難。
人工呼吸器	医療専用品であり、 技術的難易度が高く 、他製品での 代替も困難。	国内メーカーの市場シェアが低く、 国内メーカーのみでは供給量に限界 がある。